

隨 意 契 約 理 由 書

件 名	令和7年度LoGoフォームサービス利用
契 約 の 相 手 方	株式会社 南大阪電子計算センター
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
隨 意 契 約 理 由	<p>本業務は、大阪府と府内市町村で足並みを揃えてシステム等を調達することで、行政 DX の推進を通じた住民 QoL(生活の質)の向上や業務効率化と財政負担軽減の両立を図る観点から、大阪府と府内 43 市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議(通称:GovTech 大阪／事務局:大阪府スマートシティ戦略部)が、複数自治体をとりまとめて共同調達を実施したもの。</p> <p>事業者選定は大阪府の手法に準拠して実施しており、手続きの透明性・公平性が担保されているとともに、価格についてもスケールメリットが働いており妥当性が確保されているため、本市が単独で調達を行う場合よりも経済合理性がある。</p> <p>また、共同で導入したシステム等を頻繁に更新するとかえって住民 QoL や業務効率の悪化を招く恐れがあることから、共同調達は原則5年に一度としており、本市においても一構成員として GovTech 大阪事務局へ事業者選定を委任することで、本枠組に参加するもの。</p> <p>以上により、他の事業者と契約することはできないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するもの。</p>
備 考	